

「設問1」(1) 7.訂せし

1. 取消訴訟の原告資格は、「法律上の利益を有する者」に認められる(行政事件訴訟法(以下、法名略)9条1項)。「法律上の利益を有する者」とは、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され若しくは侵害必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規によって、当該利益が一般的公益に吸収・解消されるにせぬが、個別적으로も保護されるという趣旨を含有して解される場合に「法律上保護された利益」を有するといえる。

D及びEは、いずれも、Aに対する本件再許可処分の~~名宛人~~ではないから、自己の権利を有する者にあたらず、「法律上保護された利益」を有するか9条2項によって判断する。

2. Dの墓地経営の利益が「法律上保護された利益」にあたるか。

本件許可処分を定めた~~法10条~~墓地埋葬法(以下「法」とする)10条1項は経営の利益についてふれておらず、目的規定である法1条も、国民の宗教的感情及び公衆衛生その他の公益の福祉の見地について定めるのみである。もっとも、法10条1項の判断につき必要事項を定める市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「条例」とする)9条2項は、許可にあつて、墓地~~又は~~等の経営に係る資金計画書を添付を求めている。また、墓地の経営主体を(原則として)地方公共団体とし、例外としても宗教法人や公益法人に限るとしている(条例3条1項2号)。この点から、当該行政法規が墓地経営の利益をも保護しているとの主張が考えられる。

しかし、経営主体を限定し、資金計画書を求めたことは、墓地経営が支障なく行われる~~こと~~という目的を達成するため、反射的利益として経営の利益を保護したものにすぎず、各経営者の(個別)的利益としてこれを認めたいということではできない。

したがって、Dの墓地経営の利益は、「法律上保護された利益」にあたりたい。

以上より、Dに原告資格があるという主張は認められたい。

3. (E)の生活環境及び衛生環境~~の~~利益が「法律上保護された利益」にあたるか。

法10条1項は上記利益に当たらないものの、法1条は公衆衛生その他公益の福祉の見地を目的としており、衛生環境にについては保護する趣旨を解される。加えて、条例9条13条の距離制限の対象に~~住宅が~~<sup>2号</sup>含まれていることから、墓地の構造設備については、植栽等周辺の生活環境を調和するように配慮すべきとされている(条例14条2項)。よって、上記利益は保護されている。

そして、条例は計画周知のための説明会の開催(条例6条)、経営許可の申請にあつての~~周囲~~100メートル以内の区域の状況~~を明らかにした図面の提出~~(条例9条2項4号)を義務付けているため、個別的にもこれを保護するものといえる。

Eは本件土地から約80メートル離れた位置に事務所を設置しているから、Eの利益も個別的に保護される。

したがって、Eの生活環境及び衛生環境の利益は、「法律上

## 第

## 問

第 問

1 保護された利益」に~~あてら~~あたる。

2

3 以上より、Eに(原告適格があるという主張は認められる。

4 [設問1](2)

5 1. まず、本件許可処分は、本件条例13条1項の規定に違反し、違法

6 であるとの主張が考えられる。この点、Eの障害福祉サービス事務

7 所が、条例13条1項2号の「障害福祉サービスを行う施設」に該

8 当するにもかかわらず、本件土地から約80メートル離れた位置に

9 あるため、確かに13条1項の規定に違反する。

10 これに対し、~~B市~~<sup>B</sup>市の反論としてDとEが協力して本件事業所

11 を意図的にD所有土地に設置したという事情があるため、Eの

12 主張は権利濫用として認められたいと主張する。

13 ~~もっとも、Dは自己が経営する墓~~

14 2. 次に、本件墓地の実質的な経営者はAではなくCであり、

15 名義貸しをしていたにすぎないAに対してなされた本件許可処

16 分は違法であるとの主張が考えられる。この点、~~Cは~~墓地の

17 経営許可を受けることができない株式会社であるため、~~実質的な~~

18 ~~経営者として許可を受け~~、事實上条例13条1項に違反する。

19 これに対し、B市の反論として、~~条例~~<sup>新</sup>が経営主体を限定した

20 趣旨は墓地の収益性に鑑み経営の安定性を保障するため

21 にあるところ、AはC~~から~~から、用地買収や造成工事に必要な資

22 金を全額無利息で融資を受けており、Cが実質的な経営者

23 であるとしても、条例の趣旨を没却するものでないとい

主張する。

第 問

1 3. 加えて、Eの上記主張は、「自己の法律上の利益に~~関係のない~~」違法と

2 理由があるものであり主張自体が許されたいという反論も考えら

3 れる(10条1項)。この点、「自己の法律上の利益に~~関係のない~~」違法

4 とは、専ら他人の利益にのみ関係する違法を指す~~こと~~と解する。

5 本件において、Eは、Dの土地で従来のEの施設の利用者を引き継

6 いで、定員に近い利用者が日常的に利用し、また数日間連

7 続して入所する利用者も見られたことから、(13条1項)違反

8 については「自己の法律上の利益」に関わりがあるといえる。一方、

9 Cによる名義貸しについては、専ら墓地の収益性に~~関わる主~~

10 張であり、Eが主張する~~こと~~はできたい。

11 [設問2]

12 1. (ア)の処分理由に於いて、Aは、本件墓地の設置に~~あ~~てては、

13 植栽~~等~~と周辺の生活環境を~~調和~~する~~こと~~<sup>上</sup>の~~配慮~~<sup>を怠っている</sup>、

14 ~~と主張する。~~

15 ~~住民にとって不利なものでない~~と主張する。これに対し、B市

16 としては、生活環境の調和という政策的に高度な判断に

17 ついては行政に裁量が認められているところ、周辺住民の生活

18 環境を保護する~~こと~~とした第1及び第2の趣旨から、住民

19 の意向は重要な考慮要素とするため、住民が~~納得しない~~<sup>十分な理由を</sup>

20 ~~述べている~~点を考慮した~~こと~~は、考慮すべき事項を考慮

21 ~~して~~<sup>していない</sup>といえ、裁量の逸脱、濫用にはあたらないと主張

22 すべきである。

23 ~~を~~<sup>その</sup>B市内の墓地の

2. (イ)の処分理由に於いて、Aは、Dの~~墓地~~の経営状況を考慮

した~~こと~~は、考慮すべきでない事項を考慮した~~こと~~は、重要で

(第 問)

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 1  | 「此事項を重要であると判断したものであり、違法であると主張         |
| 2  | する。これに対し、B市としては、法第114条第1項は、基地の経営      |
| 3  | 状況につき個別的に保護する趣旨を命じたものではな              |
| 4  | い。基地経営の公益性、安定性を重視し、 <sup>他の</sup> 基地の |
| 5  | 経営一般には保護されるものであるため、Aの主張する             |
| 6  | 他事判断にはあたらないと主張すべきである。                 |
| 7  |                                       |
| 8  |                                       |
| 9  |                                       |
| 10 |                                       |
| 11 |                                       |
| 12 |                                       |
| 13 |                                       |
| 14 |                                       |
| 15 |                                       |
| 16 |                                       |
| 17 |                                       |
| 18 |                                       |
| 19 |                                       |
| 20 |                                       |
| 21 |                                       |
| 22 |                                       |
| 23 |                                       |

(第 問)

|    |  |
|----|--|
| 1  |  |
| 2  |  |
| 3  |  |
| 4  |  |
| 5  |  |
| 6  |  |
| 7  |  |
| 8  |  |
| 9  |  |
| 10 |  |
| 11 |  |
| 12 |  |
| 13 |  |
| 14 |  |
| 15 |  |
| 16 |  |
| 17 |  |
| 18 |  |
| 19 |  |
| 20 |  |
| 21 |  |
| 22 |  |
| 23 |  |